



# 島根県報

平成16年12月28日 (金)  
号外 第 130 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

教委規則		
島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則	(教育庁総務課)	1
教委訓令		
県立高等学校等の教職員の服務規程の一部改正	(高校教育課)	6

## 教 育 委 員 会 規 則

島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月28日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第36号

島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則

島根県教育庁等職員服務規則（昭和36年島根県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第 1 号 (第 6 条関係)

(表)  
出 勤 簿 ( 年 )

日 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	備考	
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		31
1 月																	
2 月																	
3 月																	
4 月																	
5 月																	
6 月																	

職 名	氏 名
-----	-----



様式第 3 号を次のように改める。





様式第 3 号の 3 中 「課長補佐  
(課長)」 及び「係長」を削る。

様式第 4 号の 4 中 「課長補佐  
(課長)」 及び「係長」を削る。

様式第 4 号の 5 中 「課長補佐  
(課長)」 及び「係長」を削る。

様式第 4 号の 7 中 「次長」、「総務課長」、「課長補佐」、「係長」及び「係員」を削る。

様式第 5 号中 「補佐」、「係長」及び「課員」を削る。

様式第 7 号中 「課長補佐  
(課長)」 及び「係長」を削る。

様式第 8 号中 「教育次長」、「総務課長」、「補佐」、「係長」及び「課員」を削る。

様式第 9 号の 2 中 「補佐」、「係長」及び「課員」を削る。

様式第10号中 「補佐」及び「係  
(主務)」 長 を削る。

様式第11号中 「補佐」を削る。

#### 附 則

この規則は、平成17年 1 月 1 日から施行する。

#### 島根県教育委員会訓令第 5 号

県立高等学校等の教職員の服務規程（昭和42年島根県教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成16年12月28日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

様式第 1 号を次のように改める。

様式第1号(第5条関係)

(表)  
出 勤 簿 ( 年 )

日 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	備考	
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		31
1月																	
2月																	
3月																	
4月																	
5月																	
6月																	

職 名	氏 名
-----	-----



様式第3号を次のように改める。





附 則

( 施行期日 )

- 1 この規則は、平成17年 1 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の様式第 3 号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

